

1 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第70号 令和2年度光市一般会計補正予算(第9号)

説 明：田中健康増進課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

今、これをもらったばかりなんで重複するかも分かりませんが、よろしくお願いたい。

これまでは、37.5℃が何日間か続いたらとか、検査の対象と聞いているんですけども、補正予算では、主治医が判断すれば検査の対象になるということですけども、主治医になれない医師というのはおられるんですか。

○田中健康増進課長

本検査センターは、あらかじめ県に登録いただいた登録かかりつけ医を受診していただくという流れになりますが、登録かかりつけ医に登録されない医療機関もございます。

○土橋委員

なら、光では、医師会に加入している人は全てオーケーですか。

○田中健康増進課長

登録かかりつけ医については、県からの依頼を受け、現在、光市医師会の御協力を得て、登録の有無を調査中でございます。市内の多くの医療機関に御協力をいただくことを見込んでおります。

○土橋委員

だから結局は、そのかかりつけ医ではない医者、医院もあるということだよな。

○田中健康増進課長

登録されないかかりつけ医もあるということでございます。

○土橋委員

主治医はかかりつけ医って言うけれども、市民病院の医師もかかりつけ医の中に入るんですか。

○田中健康増進課長

先ほど申しましたが、登録かかりつけ医については、現在調査中ございまして、ま

だ、全部が登録いただいているという状況ではございません。

○土橋委員

それは、そのぐらいは答えられるような状況をつくっておかんとね、話になるまい。

それで、変な質問じゃけれども、かかりつけ医が市外にあるというような場合は、それでもいいわけ。

○田中健康増進課長

はい。市外の先生でも受診は可能でございます。

○土橋委員

オーケー、はい。

この検査をする、しないの判断は、基になる統一されたものがあるのかどうか。医師の主観で決めるということになっているけれども、統一されたものがあるのかどうかというのだけは、まず、聞きたいと思います。

○田中健康増進課長

先ほどの説明資料の3ページが、現在、国が示しております感染が疑われる患者の要件となっております。こちらの内容に基づいて、医師のほうで診察されるものと認識しております。

○土橋委員

だから、ちょっと説明してくれんとな。そうすると、最初に言ったように、熱が何度ある、どうのこうのだったら、保健所を通じてというのが、今までの決まりじゃけれども、何がどう違うんかというのが分からん。

○田中健康増進課長

説明資料3ページに記載をしておりますいろんな症状が出て、新型コロナウイルスの感染症かなと心配になった場合は、登録かかりつけ医にまず連絡して受診をしていただくということで、必要がある方については検査センターでのPCR検査の対象となるというような形でございます。

○土橋委員

いやいや、それは分かるんじゃ。そういうのを聞きよるんじゃなしに、それなら……。

○森重副市長

ただいまの御質問でございますけれども、これまでは全て保健所を通じて、いわゆる帰国者・接触者外来を通じなければPCR検査ができなかったわけではありますが、国ま

た都道府県において、検査できる体制を整えようではないかという中で、山口県においても各医療圏域に1か所以上、これまでのスキームとは異なった形で身近な登録かかりつけ医にご協力いただき、これは検査をしたほうがよかろうという御判断をいただければ、本日、補正予算で御提案をさせていただいております地域外来検査センターでPCR検査が実施できるということになったものでございまして、一つ、その検査を行う場所が増えたという御理解をいただければと思いますし、これまで各医療機関の先生方も、保健所を通じていなければできなかつたものが、お医者さんの知見によって、この患者さんはPCR検査をしたほうがいいであろうと御判断をいただければ、その検査を完全予約制で実施する場所を光市としても開設をしたいということでございます。

以上です。

○土橋委員

さっき、ちょっと聞き漏らしたけれども、市民病院の医師もかかりつけ医という位置づけでいいですか。

○松村福祉保健部長

先ほど、田中課長のほうが申しあげましたように、現在、まだ登録の医療機関については調整中です。登録をされるかどうかというのは、光総合病院のほうの判断になるかと考えております。

以上です。

○土橋委員

何て。

○松村福祉保健部長

登録医療機関として登録されるかどうかについては、光総合病院のほうで現在判断をされているというところだろうと考えております。

以上です。

○土橋委員

これは、いつから開始になるわけ、ところで。

○田中健康増進課長

10月1日からの開設を目指しております。

○土橋委員

そうすると、決まり事は、マニュアルというか手引というか、そういうものはこれに書きちやるのがそうだとということになってくると、この徹底は、かかりつけ医の先生に

は、これはもう配られているの。

○田中健康増進課長

登録かかりつけ医の調査後に、かかりつけ医の先生には、今週中に詳しい資料を配付する予定としております。また、その調査の前に医師会への説明会は、一回開催をさせていただいております。

○土橋委員

かかりつけ医の調査をするというのは、もっと分かりやすく言ってくれと。

○森重副市長

ここでいう登録かかりつけ医というのは、これから設置する地域外来検査センターで検査を必要とする患者さんを判断する医師のことを示しております。ですから、通常使うかかりつけ医という定義とは、少し区分をしていただくと分かりやすいのかなと思います。

例えば私が、Aという医療機関で月に1回ぐらいかかっているのを一般的にはかかりつけ医と言いますが、ここでいう登録かかりつけ医というのは、この地域外来検査センターでの検査に、私に対して行けという判断をしていただく方を登録かかりつけ医と表していると御理解をいただきたいと思います。

○土橋委員

例えば、そうなってくると、かかりつけ医が下松におると。下松のドクターが判断をするというようなことはできるわけ。

○森重副市長

先ほども健康増進課長が申し上げましたとおり、できます。

○土橋委員

できる。

○森重副市長

できますが、その次が問題なんです。できますが、どこの検査センターに行けというのは、あくまでそのドクターが決めるものであります。

以上であります。

○土橋委員

検査はどこそこに行けというんじゃなしに、検査は光総合に行けちゅうことになるん

じゃないん。

○森重副市長

一般的にはそうなんです、今、御質問のあった光市内以外の医療機関、いわゆる登録かかりつけ医でかかっておられる方は、その先生が光に行けというのか、それ以外のところに行けというのか、あくまでその先生が決めると御理解をください。

○土橋委員

今、かかりつけ医には、まだこういうふうなものも何にも、マニュアルみたいなものも今からだということなんじゃけれども、大変御無礼な話じゃけれども、決まり事はあるけれども、こっちのかかりつけ医の先生は受けられる、こっちは、いや、それは受けられんでというようなことがあっちゃならんかと心配をしちよるんで、ちょっと聞くんですが、それはないちゅうことやね。あっちゃいけんわね、マニュアルがあるんじゃから。

○森重副市長

まさに、本日お配りをさせていただきました説明資料の3ページでございますとおり、これまでは、3ページのこの基準の(4)のアからエまでが基準になっていたわけですが、それに加えてオが追加をされたわけでありまして。

これに則って医療機関、お医者さんが御判断をされるということでありまして、御理解をいただきたいと思っております。

○土橋委員

そうやって、ちょろちょろっと聞けばええようなもんじゃあるけれども、ちょっと気になったんで聞くんですが、主治医の先生に相談をするために病院に行ったと。そのときには、さっき金にかかるって言ったよね。あれは何ぼぐらいかかるんじゃろうか。

○田中健康増進課長

初診料または再診料、またはその状態の判断により検査を決められた場合等により診療報酬が設定されておりまして、その自己負担額がかかるという形でございます。

○土橋委員

じゃけん、有料ということやね。診てもらう、行かんでもええっていうのを言うだけでじゃね。

それと、光総合病院で検査するということなんじゃけれども、ここでは有料、無料。

○田中健康増進課長

光総合病院での費用の徴収はございません。

○土橋委員

ない。あんた、ちゃんと検査しに行ってきたんさいって、行ったのはいいけれども、いや、もらいますでっていうことはないちゅうことやね。分かりました。

それと、さっき副市長さんはPCRの検査というふうなことを言われたと思うんですけども、以前、何かの拍子に聞いたときには、唾液の検査をやるんだと、PCRじゃないんだというふうに聞きましたけれども、これはどっちが本当ですか。

○田中健康増進課長

PCR検査において、検体採取の方法に唾液の場合と鼻咽頭拭い液ということで、鼻からの場合がございます。

今回の光市地域外来検査センターにおいては、唾液または鼻咽頭拭い液のどちらかにより検体を採取し、PCR検査を実施するという形になっております。

○土橋委員

唾液だけじゃないんですね、じゃあ。

それと、それは市民病院に行きました。人の配置みたいなものというのは、何がどないなっちゃうんかが分からんけれども、行ったら誰かがおるはずいね、受け付ける人がおらにゃいけんから。そうすると、そういう検査をするためのところに行った体制というか、検査体制みたいなものは何人ぐらいでやるんですか。

○田中健康増進課長

検査体制につきましては、事務員2名、看護師2名、臨床検査技師1名の5名の体制で、ドライブスルー方式で対応させていただくこととしております。

○土橋委員

この5名分が、さっきのここであった1,100万円というのがそうですかいね。検査料というんがあるじゃない。この中で、そやから光総合病院に払うのはどの分ですか。

○田中健康増進課長

補正予算資料の7ページの下から3行目の254万9,000円が光総合病院に支払う委託料となります。

○土橋委員

陽性という結果が出ると、どのような対応になるんですか。

○田中健康増進課長

陽性の結果が出ますと、健康増進課に結果が報告されます。健康増進課から登録かか

りつけ医に連絡いたしまして、登録かかりつけ医から患者様に連絡が行きます。

その後は、健康増進課において保健所のほうに報告をいたしますので、保健所のスタッフが患者様に連絡をして、積極的疫学調査等を開始、または治療の調整をさせていただくという形の流れになります。

○土橋委員

じゃあ、検査の結果というのは、大体何日というか、どのぐらいかかるんですか。

○田中健康増進課長

検体を採取した翌日に、検査の結果が出るという形になっております。

○土橋委員

すいませんね、厄介な話を聞いて。陰性の判定が出た場合には、陽性にはならんよというもんじゃないんでしょう。

○田中健康増進課長

検査の時点で陰性ということでございますが、その後、いろんなまた症状が出られてという形で陽性になるということも、あろうかと思えます。

○土橋委員

そうすると、陰性であっても陽性にはなるんよというたら、何のために検査をするのか。

○田中健康増進課長

PCR検査において、陽性の判定をいたしますと、その方の早期治療につながり重症化予防が図れますと同時に、陽性が判明するということで、感染防止対策が取られることとなります。その時点で医師が疑う場合は、検査が必要なものと考えております。

○土橋委員

つまり、陽性という判断が下った。陽性ということになると、病院か家かホテルかで10日かそこら待機をすると。だから、これがよう分からんのですが、待機をしたら治るわけじゃないでしょう。待機をして十何日になったら、ウイルスはどないなるんですか。

○田中健康増進課長

陽性の判断が出ました後は、治療ということに結びつくと考えております。今、山口県においては病院での治療ということで病院に入院をさせていただくということを基本としております。

その中で治療により治られた方については、ウイルスについては、もう減少していくということで理解をしております。

○土橋委員

いや、治療というのは、何か注射を打ったり何だというものだと思うちょるんだけど、注射かなんか打つわけ。

○松村福祉保健部長

新型コロナウイルスに関しましては、あくまでもウイルスが体の中に増殖している状況というようなことになります。それによりまして、重い肺炎を発症したとかいうような場合には、医療による積極的な治療というのが必要になりますけれども、そういった症状がない場合もございます。

そういった場合には、自身の免疫によって、そのウイルスを退治していただく。そのウイルスが体内からいなくなった時点で、基本的には陰性ということになるかと思えますので、体力のある方、最近よく言われているのが若い方などにつきましては、そういった体力がございますので、自宅での待機で、いわゆる治療が、自分の体の中で治療が行われているというような理解になるかと思えます。

○土橋委員

この検査は一度しか受けられないんですか。

○田中健康増進課長

この検査を受けるということは、新型コロナウイルス感染症疑いという診断を受けることとなります。1回の診断につき2回までの検査となります。

○松村福祉保健部長

1回受けていただいて陰性になったというような場合でも、期間を置いて、また同じような症状が出たというときに、改めて医師の診断を受けていただければ、その際には検査を受けることは可能でございます。

○土橋委員

1日10人、あれ、20人って聞いたような気がするが、1日10人で週に2回、何かこの意味があるんですか。

○松村福祉保健部長

おおむねこの程度の検査の体制が整えられていれば、一般的な光市内での感染には対応できるものと考えております。10分おきの検査を想定しております。患者の方が同じ場所にとどまらないような形での検査をしたいと考えております。

○土橋委員



コロナワクチンが開発されたら、感染は収まるのかなと、素人ながらに思うんですけども、こういうふうな検査をしてくれるというのは、非常にありがたいんですが、高齢者の介護施設等での防止策というのを分からんづくに言いよるんですけども、防止策は、介護施設での防止策やら何やらというのはせんで、今みたいなこれを優先をすることになると、順番が違うんじゃないかなというふうにも思うんじゃないけども、これはどういうふうにかえときゃええですか。

○松村福祉保健部長

介護施設等での感染拡大予防策ということにつきましては、さきの議会で、それぞれの事業所への感染拡大防止用の助成金というようなものも市のほうで配付しておりますし、それぞれの施設においても、外の方との面会を制限したり、職員さんの衛生に気を使われたりしているというところがございます。

このPCR検査につきましては、先ほども課長が申しあげましたように、検査の時点での陰性か陽性かというようなことを確認するためのものがございます。

そういった高齢者施設の方に、積極的に症状がなくてもというような事例もございませうけれども、現状の山口県東部のような状況であれば、まだそこまでしなくても、実際に感染された方の確認がされれば、そこから先、県のほうの疫学調査等によって追跡ができるものというふうに理解をしております。

以上です。

○土橋委員

私は医者でもそういう科学者でもないからあれじゃけれども、高齢者だとか高齢の人たちが入っている介護施設だとか、あるいは保育園だとか幼稚園だとか、小中学校の生徒とか、もちろん先生もいるんじゃないけれども、病院の職員だとかというところのほうが、まず優先をするんじゃないかなと思うんじゃないけれども、それは考え違いなんじゃろうか。

○松村福祉保健部長

優先という部分が、何をおっしゃられているのかが理解が不足しているんですけども、基本的には感染症の対策になりますので、手洗いであったり、うがいであったり、体の清潔であったりとかというようなところは、一定程度、御自身で対応していただく必要があるのかなというふうに考えております。

それに併せて、事業所での様々な対応ということになろうかと思っておりますけれども現状を見ますと、しっかり感染に努めていただいても、感染経路不明というようなものもございしますので、絶対にかからないというようなところまで持っていくのは、非常に難しいのかと考えております。

やはりそれぞれ御自身におかれてそういった感染予防に努めていただく、そこが一番重要かと考えております。

○土橋委員

やめますけれども、何かちょっとしゃんとせん、順番がねということ、話をしまして終わります。

○森戸委員

現時点でのかかりつけ医の登録と申しますか、そういう意思を示されている方の数、市中にどのぐらいの医療機関があって、そのうちどのぐらいなのか、現時点と地域分布的なものも分かればお願いします。

○田中健康増進課長

かかりつけ登録医については、今、調査中ですが、現時点では市内医療機関の7割程度が御回答いただいております。

○森戸委員

だから、どのぐらいの数があるというふうに質問したと思うんですが、全体数。（「二十数件じゃろう」と呼ぶ者あり）

○田中健康増進課長

39医療機関がございます。この中には企業の中の医療機関とか、施設の中の医療機関も含まれます。また、眼科、皮膚科、その他の医療機関も含んで39でございます。

○森戸委員

眼科とかそういうところでは、かかりつけ医にならないでしょうから、そういうのを除くとどのぐらいでどのぐらい。

実績のかかりつけ医の数というのは、大体分かるでしょう。いや、なれるべき数というのは、それを除けばいいんですから。そうすると割合も変わるとは思いますが。

○田中健康増進課長

詳しい資料を持っておりませんので、大体になりますが32医療機関中、今現在で25医療機関程度が手を挙げていただいているという状況でございます。

○森戸委員

分かりました。

それと、あと10日というか1週間程度しかないわけですが、その登録かかりつけ医、この仕組み自体は、どういうふうに市民に広報されるんですか。広報自体はもう、市の広報紙自体は、もう締切りが終わっていますでしょうから、どういうふうに周知するのか、その辺をお知らせください。

○田中健康増進課長

ホームページ等で周知を図る予定としております。また、かかりつけ医のほうでの周

知というのもあろうかと思えます。

○森戸委員

いや、それじゃ、ちょっと不足をするんじゃないですか、市民への周知がと思えます。ホームページだけに頼って、見れない人のほうが多いんでしょうから。それ以外、何か考えたらどうですか。

○松村福祉保健部長

基本的には、症状がある方が、登録かかりつけ医の紹介を経て検査センターに行かれるということになりますので、かかりつけ医のほうでしっかり市民の方に周知をしていただく、市民の方からは、症状が出れば病院のほうにちゅうちょなく連絡をしていただくというようなことが必要になろうかと思えます。

症状のない方の検査というのは、現状ではできませんので、その辺りはしっかり病院のほうから検査をしていただく体制を取りたいと思えます。

○森戸委員

いや、私はちょっと違うんじゃないかなと思えます。

というのが、これ自体、新しい仕組みとしてできたわけですから、これは税金なわけですから、市民に周知をしなければならぬと思えます。

というのも、例えば現状、私もありますけれども、休日に熱が出て休日診療所に行ってみると貼り紙がしてあって、保健所に行ってくださいねというふうな紙が貼ってあるだけでしたので、こういう仕組みができたことをお知らせすることが、安心、安全にもつながりますし、何らかの手段が必要だと思えます。

○松村福祉保健部長

それは確かにおっしゃるとおりだと思います。大至急でというようなものでもないですし、開設も今後続いていくと思えますので、広報等での周知については検討させていただきます。

○森戸委員

ホームページとかそういう媒体以外でのお知らせを、ぜひお願いをいたします。  
以上です。

○土橋委員

思うんじゃないけれども、こういうようなことについては、縦割りじゃからそうなるんじゃないけれども、管轄的には病院よね。何で、あいぱ一くが責任を持たにやいけんのかって、そういうときには、何か一工夫要るんじゃないかなと。病院の先生、横に並べるとかというのも考えの一つじゃなということだけはお伝えしておきます。

○森重副市長

今、まさに御指摘をいただいたんですが、このたびのこの地域外来検査センターについては、冒頭、提案説明でも申し上げましたとおり、光市が県からの委託を受けて開設をするという判断をいたしました。

光市には、御案内のとおり2つの市立病院を持っております。これは公立病院ですが、一医療機関でありますので、市としてこの地域外来検査センターの設置を決めて、議会に御提案いたしておりますので、その所管である福祉保健部が御説明をさせていただいていることで、御理解を賜りたいと思います。

○土橋委員

いやいや、私、それを言いよるんじゃないのよ。さっきの質問の中では、病院に関係をするような質問があったから、そういう人も座っちゃってくれさえすれば、分かりが早いなど。田中課長を責めんでもええんじゃないかと、それで言いよるんじゃないから、誤解のないようにしてください。

○河村委員

この検査センターは光総合病院の中にと、こういう敷地の中にとということでございますが、私は急性期医療をやる光総合病院としては、独自に自分でやるべきだという意見を言うておったわけですが、光総合病院のほうはやらないと、こういう判断をしておったわけでございます。

さっきから説明を聞いておりますと、その主治医になれない、光総合病院はどうするんかと、その話で、答えがない。本来なら、この説明資料の中に、光総合病院のどの位置でドライブスルーでやるんだと、そういう位置図があってもおかしくないのに、そこはどうなんですか、副市長、開設者に該当するんで、その辺りの判断は教えてもらっていいですか。

○森重副市長

本市には2つの自治体病院があり、自治体病院の使命も鑑みていきました。

感染症対策は、本来国と都道府県の業務であります。国から都道府県が話をいただいて、都道府県から話があったから、うちは協力しようと、だから県からの委託を市が受けるわけであります。

それで、御提案があったとおり、じゃあ、病院のどこで、どういう体制でやるのかという御質問でございますが、ここで、場所をお示しができないのは、やはり多くの方々が関心を持っておられる中で、このたび市とすれば、光総合病院の敷地内にPCR検査を行うように決めたわけですが、一方では、委員さんお示しのように一般の患者さんもいらっしゃいますことから、その方々に感染を広げていくことは、防がなければなりません。現にこのスキームをつくって、かかりつけ医の方が、この方に検査が必要なんだ

という御判断をいただき、ここに検査に行ってくださいということをお示しする予定にしておりますので、広くはお示ししていないということでございます。

いずれにいたしましても、いわゆる災害と同じような状況になっているわけでありまして、光市内では4例の方の感染確認がされておりますが、これから先、市民の方の御不安等々もあると考えましたことから、光市内で検査ができる体制を、まずは整えようということでございます。

ですから検査が登録かかりつけ医で必要だというふうに御判断をいただいた段階で、予約をいただかなければなりませんし、場所もお示しをしないと、どこに行っているのか分からないのではいけませんから、その方にはしっかりお示しをするようには考えています。

#### ○河村委員

体制づくりが一番重要だと思っております。特に、今、32件分の25というような話をいただいたんですが、地域性を考慮して、少し絞ってというのは、看護師さんにしても事務員さんにしても、研修等を受けて、取り扱いにある程度慣れていただかなければ、見込みの判断をするちゅうことは、その診療所とか病院で発生したと、こういうことに通じるんです。

そうすると、どこでもかかりつけ医になってという話じゃなくて、三井地区、室積地区1件ぐらいに絞って、そこではきちっと研修、あるいは発熱外来というのが最近はありますから、そういった程度のやり方ができるような体制づくりというのは必要だろうと思いますので、答弁は要りませんから参考にしてください。

それから、診察のほうの6か月624件という話がありました。現行で行けば、私はそんなに多いとは思っていないんですが、その見込みを立てた何か理由があるんですか、根拠みたいなものが。

#### ○田中健康増進課長

見込みといたしましては、週2日、1日最大12検体ということで、開設日を最大数で出したという見込みでございます。

#### ○河村委員

その程度の話なんやね。だから1日10件できると。それで行けば、この程度は可能だけど、でも、今、光市が置かれた状況の中で行けば、当然、そんなことではないと、私は理解しておりますので。これ、残ったらお金は返さにやいけんの。

#### ○田中健康増進課長

歳入につきましては、かかった費用のみが入ってくるという形でございます。

#### ○河村委員

分かりました。結構です。

○磯部委員

1点だけ。皆さんが、ほぼ質問していただきましたので理解はいたしましたけれども、最終的に地域外来検査センター、これが周南市の旧保健所、これに9月中旬ぐらいでしたでしょうか、そこが非常に光市民にとっては遠いということで、これを光のエリアで設置してくださったということに関しては、非常にありがたいと思っておりますが、今、いろんな状況がまだ不確定なところがあるということで、何よりも今の御質問などを整理して、市民の不安を払拭できるような安心な情報提供というのは、少し検討していただいて、これからの秋冬のインフルエンザとコロナウイルスに対しての先生方の対応も、非常に危機意識を持っていらっしゃると思いますので、そこはしっかりと医師会の先生方の周知徹底と、御安心をしていただくような整理をしていただきたいということを、強くお願いを申し上げておきます。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」